

# 巖本善治の人権・女権論の展開

——女子教育論の前提として——

東京大学教育哲学・教育史研究室 中 嶋 み さ き

## The development of Yoshiharu Iwamoto's thoughts of human rights and woman's rights ; a premise of his view of women's education

Misaki NAKAJIMA

Yoshiharu Iwamoto a well-known social reformers of the 1890's advocated modern improvement of woman's situation, including women's education. This paper clarifies the educational significance of his unique view on women's education, which is characterized by his belief on the equality of sexes based on their different nature. His view on human rights and woman's rights are analyzed in their contents and in their relations through his articles in Jogaku zasshi (Women's Magazine).

### 目 次

- I. はじめに
  - II. 巖本善治の人権と女権
    - A. 「男女同権」と「男女同等」の狭間で
    - B. 「男女異質」論と女権の自覚
    - C. 女権に現されたもの
  - III. 女権拡張の方法とその問題点
  - IV. おわりに
- 
- I. はじめに

巖本善治の女子教育論は、「男女異質同等論」を前提とする良妻賢母論と理解されてきた<sup>1)</sup>。その評価は、従来、男女同等の捉え方によって、二つの立場に分かれてきた。一つは男女同等を役割遂行能力の同等とみる立場<sup>2)</sup>であり、良妻賢母という役割遂行という点で女性の主体性が確立されたことを評価する。もう一つは男女の人格的独立における同等とみる立場<sup>3)</sup>であり、婦人の天性の自由な発達を中心とする自由主義的個人主義的教育思想という点を評価する。しかし両者は共通して、巖本の思想的限界の一つを「男女異質」論に見出している。その結果、巖本が1890年からの約10年間、すなわち明治20年代に支配的イデオロギーとして形成されつつあった良妻賢母主義を批判し、「真の女性」の形成という「男女異質」論の視点を打ち出したという事実と、主体性の確立や人格的

独立という人間形成における一般的課題とがいかに関連し、総合的にどのような評価をくださべきかは、未解明のまま残されている。

「男女異質同等論」<sup>4)</sup>と規定されてきた巖本の権利思想に関しても、同様の問題がある。すなわち、男女の異質性に着目しつつ天賦人権の伸長を目的とした彼のユニークな思想—たとえ改良主義的限界をもったにせよ—の内実は十分検討されてこなかった。彼の「男女同等」論および「男女異質」論の分析にも問題はあがるが、とりわけ、「男女異質」論と人権論を対立させるところに大きな誤解が存在すると思われる。

巖本の思想評価に関する先行研究の傾向は、誤解を恐れずに言えば、男女の一般的平等の論点が先行させられてきた結果だといえる。例えば、同時代の女性解放論の中で植木枝盛が高く評価されてきた一因は、男女の一般的平等・同権の論点を思想的評価の中心にすえてきたことにあると思われる。この評価の背景には、いうまでもなく、特性論や天職論が男女の平等・同権に対する障壁となり、家庭を護る義務が強調され、それを理由とて女性が差別されてきた、という苦い歴史がある。

だが、女性解放の現実の歴史は、男女の一般的平等の達成だけではすまない女性固有の問題があることを示してきた。近年の研究では、女性固有の問題を「権利」として自覚することが、むしろ、男女の一般的な平等の要求へと結び付いていくことに関心が向きはじめてい

る<sup>5)</sup>。例えば、女性固有の問題の最も具体的な現れである母性保護の要求を掲げた「母性主義」についても、民主主義思想の発展形態という評価が現れるようになった。すなわち、母性保護の要求が、女性を国家の保護の対象とする論理として機能したのではなく、むしろ、「婦人、母、子供の権利の擁護」の自覚に支えられて、婦人参政権の要求へ、さらに政治的、経済的、社会的な不平等の廃絶へと結実していくことが明らかになっている<sup>6)</sup>。また、現代の教育実践報告においても、高校二年生にして母となることの社会的困難を前に、女生徒が自覚した母性を契機として、家庭や結婚の現実の姿を見つめることを通じて、男女の人間関係を見直し、社会人としての自立の歩みを確かなものとする例が紹介され、注目されてきた<sup>7)</sup>。

このように、女性固有の問題の自覚は、特性論や天職論とは違い、実は、女性の生物的存在についての歴史的・社会的制約の自覚に深く根ざしている。だからこそ、女性としての権利の自覚が、女性の人間としての目覚めへと結びついていくのである。筆者は、この「女性の生物的存在についての歴史的・社会的制約の自覚」を指して「女性性の自覚」と捉え、その人間形成における意味を解明することを旨として研究を続けてきた<sup>8)</sup>。本稿では、このような視点からの歴史的な探求の一つとして巖本善治の人権・女権論を取り上げてみたい。

これまで、巖本の思想的変化は、『女学雑誌』の雑誌としての性格および内容の変化に対応するものと考えられてきた。先行研究では、当初進歩的であった巖本の思想が1893年には国家主義的色彩をおびるという点では一致している。しかし、その前後の時期については国家主義との関係をめぐって見解が分かれている。しかも、国家主義とは直接関係のない『女学雑誌』の編集方針の変化はとりあげられず、巖本の思想的変化との対応関係も明らかではない<sup>9)</sup>。従って、本稿では巖本の思想的変化に関する上記の問題状況を念頭におき、巖本的女子教育思想、—その中核としての良妻賢母の理念—が、国家主義的色彩をおびる以前の、1893(M26)年以前に時期を限り、資料も『女学雑誌』に限定したい。巖本の人権・女権論に注目しながら『女学雑誌』を再検討し、改めて「男女異質同等論」の内容を明らかにし、女性の人間形成という視点からみたときの思想的意義を再検討したい。

## II. 巖本善治の人権と女権

### A. 「男女同権」と「男女同等」の狭間で

1880年代の後半は、国会開設を前に女性の地位に関す

る議論が行なわれた時期である。その中で、巖本が男女同権に対して「男女同等」を主張する一方、当時の特性論に対しても批判を展開していたことは、よく知られている<sup>10)</sup>。これまで男女同権とは、男女の人間としての平等を理念的にも、制度的にも、認める立場を指してきた。それに対して、男女同等といえ、一般に、両性の自然権における平等を認めながら、すなわち人間として同一であることを認めながら、現実の社会における役割の相違等の差異を根拠として、性による権利の差別を認める立場（「いわゆる男女同等論」）を意味してきた<sup>11)</sup>。だが、巖本の主張する「男女同等」の真意は、実は、これまでの「男女同権」論と「いわゆる男女平等」論の双方に対する批判を通じて、男女は異なっているが、にもかかわらず平等であると主張した点にあった<sup>12)</sup>。

巖本の「男女同権」論への批判は、男女の差異を指摘することから始まる。「男女を天然に同権なりと云わばとて若し其の世の中の人為の身分の到底相違あるべきものと知れば此の論によりて婦女の地位を高くせんこと思ひも寄らざる空望なりと云うべし。」これまで、天賦人権に基づく「男女同権」への反対と捉えられてきたこの批判<sup>13)</sup>は、実は、「男女同権」論の弱点に向けられている。続けて巖本は次のように問いかける。すなわち、「之を例えんに一人の男子ありて妻は成程一箇の人間なれば吾れと均しく人類たるの権あるべし然れどわが父母及び君主華族も亦たわれと均しく人類にして同権なるべきに拘わらず世の中に於ては見るが如き相違せる取扱あるべきなれば我の妻に対するも亦た其の如く相違あるべきこと勿論なりと云わんに之を如何とか辨ずべき」<sup>14)</sup>と。つまり、「天然の権」において「男女同権」が宣言されても、親子や君臣のような「人為の身分」に基づく現実の差異によって、例えば夫婦関係等において、女性の人権が侵害され、結局「男女同権」は理念に留まらざるを得ないと指摘している。

その一方で、巖本は、女性を人間であると認めながら女権の拡張は「未だ早し」とする主張に対し、次のような批判を展開した。「抑も何事の早きぞ、凡そ人は一つの靈魂を具え一箇の自主権を有す之れ決して他人の為に奪い去らるべきものにあらざりて女子既に人間たりと云わば其靈魂は豪も人の束縛を受くべからず其自主権亦決して人の支配を蒙るべきものにあらざりて今年来の悪習に依って男子暴りに婦人を圧倒し万の事悉とく之を支配して其の権利を無みするとあらば此の不心得を破って速に男女同等の地位に立返らしめんが為に一方には男子の氣儘を制し一方には女権の拡張を図るは真に至正至当の事にして一日も之を遅延すべきにあらざり、故に彼の

未だ早しと云うものの如きは事理を辨ぜず人権の重んずべきを知らず只だ其の私欲に制せられて勝手気儘を述ぶる野蛮未間(ママ)の紳士なりと云わざるを得ず。』<sup>15)</sup>すなわち、今日でいう「いわゆる男女平等」論を男性本位の議論であり女性を抑圧するものであると批判したのである。

このような批判は、「凡そ一個の人間としての天賦人権は智恵才学権威勢力等のために一分にても増減あるべきものにあらず」というような天賦人権論に基づいていたことは疑いない。同時に巖本の議論の力点は、六才の童子が少壯の長者に比し人間として劣っていないように、「今日実際男女の才智は何如ほどに相違すとも人としては之を同等に見做して敬愛自重するの念が男女の双方に之れなくては成らず。』<sup>16)</sup>と主張した点にあった。巖本は、「男女平等」という言葉を使い、「男女同権」論と「いわゆる男女平等」論の双方を批判することで、女性にとって男女の平等とは、現実の社会では男女の差異が現れる、具体的な男女関係の中で実現されなければならないと述べたのである。この背景には、とりわけ当時の夫婦関係において「妻は夫の家に辛棒すると思ひ夫は妻を足手まといと見る之を以て夫の眼中に軽蔑の気あり妻の心中に恐怖の念あり一方にいよいよ軽んずれば一方にいよいよ恐れただ其離縁されんことを憂う』<sup>17)</sup>といった、女性の人格を踏みにじるような関係が横行していた状況があった。巖本は妻が夫に屈従している状況を『女学雑誌』でも取りあげ、女性を「玩弄物」と見なしていると批判していた。

巖本の議論は、確かに「日本男子の如く従来多年の間だ女子を己が気儘に取扱いたるものをして翻って妻を己と同等の貴婦人と見做し朝夕之を敬愛して彼が権利を侵さざるように心得させんとするは中々の難事にして容易の業にあらず』<sup>18)</sup>というように、権利を日常の態度の問題として論じる側面が強かったが、それだけではなかった。彼は、「いわゆる男女平等」論が女性の無知・無力・無産を根拠に「世の良人たるものに於て固より権を殺いで自から之を細君に附するの義務あるなし」として、日常的レベルでも男性の「気儘」を許していることを明らかにすると同時に、この種の議論が実は、男性が女性を抑圧してきた歴史的結果を正当化しているに他ならないと指摘するに至る<sup>19)</sup>。それは「娘を箱入りにし妻を女房に閉じ込め」という習俗にとどまらず、「職業を与うるを好まず」与えても「賃金を低くす」る世間や、妻に所有権を認めない法律などを対象とした批判であった。「法律風俗はともに女子の産力を養わしむるに於て甚はだ不信切を極めて而して女子は如此く無産力なりと云う天下何の処

ろにか亦斯る暴論あらんや』<sup>20)</sup>。これは、法的な差別が女性の抑圧の結果を反映しているというに等しい。巖本は女性にとって天賦の人権・「自主権」の確立が急務であると自覚しながら、その実現のためには、男女の一般的同権を獲得するだけではすまない問題があることに、気づいていたのである。

では、同権を獲得するだけではすまない問題とは何であったか。まず、最も根本的なものとして男性による女性の抑圧、すなわち女性の道具視の問題がある。具体的には、儒教道徳に基づく男尊女卑の観念や封建時代の慣習はおろか、文明開化の時代にふさわしく学問を女性の心得と説く同時代の女性論も、形を変えて「女子を以て男子の為に尽力すべきもの」と主張していたことを指す<sup>21)</sup>。この点に対する批判は廃娼論において強烈に展開されている。そこでは、妻・母を同じ人間と認めないことは、娼婦を公認し牛馬視することと重なっていることが、鋭く看破されている<sup>22)</sup>。娼婦こそは、女性が女性であるが故に人間として認められず、差別されるということの、究極的な例に他ならなかった。巖本は、妻や母の人間としての平等が認められるためにこそ、公娼廃止を要求したのである。娼婦の公認こそ人権に最も反するものであった<sup>23)</sup>。

第二に、男性による女性の抑圧を前提とし、女性に対する差別に現実的根拠を提供するものとして、優勝劣敗の競争社会の問題がある<sup>24)</sup>。歴史的にみて男性によって能力の発達を制限され、財産分与や職業による自活といった「授産」の道を断たれてきた女性は、スタートラインに立った時から、無知・無力・無産の劣者の位置にいる。優勝劣敗の競争社会は、この女性の劣者としての位置を強めこそすれ弱めることはない。まさに競争社会が女性差別に現実的根拠をもたらし、その結果、女性を道具視する男性の意識も変わらないのである。

以上のように、巖本は、「いわゆる男女平等」論が、歴史的・社会的な女性差別を追認している事実を暴露した。他方、同時代の「男女同権」論が、男女の差異を人間一般の差異に解消し、天賦人権に基づく男女平等の実現を阻む歴史的社会的原因に迫る方法を欠落させていた状況を鋭く批判した。例えば、同時期に最も一貫した「男女同権」論を展開した植木枝盛は、さすがに、男尊女卑は「社会の境遇」によって生じたと指摘している。だが、男女の差異を腕力の差異と捉え、それに基づく男女差別を封建的な遺物とする。従って枝盛によれば、腕力の差のある男同士においても同権を認める天賦人権論の立場から、男尊女卑は「男女同権」によって社会的に解消できる<sup>25)</sup>。これに対し、巖本は、天賦人権の実現されるべき

維新後の社会における男女差別を問題にし、その社会的な原因を競争社会に見出した。もっとも巖本には、男女差別の根本的原因の第一に男性の意識をあげるという問題があったが、きわめて萌芽的な形で、女性差別を支える歴史的社会的条件の一端を捉えようとしていたといえる。

このような歴史的視点の背後には、進化論<sup>26)</sup>に裏打ちされた「男女異質」論を見てとることができる。次にその内容と特徴にふれたい。

## B. 「男女異質」論と女権の自覚

男女が異質な存在であるということは、この時代、頑迷な保守主義者のみならず、「男女同権」論を主張する者にも広く認められていた事実であった。問題は男女の異質性をどのような性格を持ったものとして位置づけるかという点にあった。巖本の「男女異質」論の内容は、男女の性差が同じ価値を持つこと（性差の同等性）と、性差は、「懐胎分娩」といった生物的差異から直接導かれること（生物的決定論）の二点から理解されてきた<sup>27)</sup>。しかし、生物的決定論に関する限り、巖本はむしろ批判的観点を提出していた。しかもその内容は環境説一辺倒でもない、という点でユニークであった。すなわち、性的分業<sup>28)</sup>に着目することで、当時の社会において見られる男女の現象的な差異は、生物的差異にもとづく社会環境によって形成されたというものであった。

それは、巖本の議論に即すと次の二点に現れている。第一に、性的分業のもたらす環境を重視した点である。巖本は、自然発生的な分業は生物的差異にもとづくと考えていた。「何如なる進化論に因りて考うるも、女は即わち初めより児子を産し、男は即わち初めより産せざりし也、又何如なる社会学に因りて考うるも、女は即わち最初の親にして、男は即わち暫く親たるの資格なかりしもの也。」<sup>29)</sup>しかし、両性の気質は分業のもたらす環境によって、その固有な性質を形成すると考えられた。すなわち、「懐妊より生ずるの痛苦掛念、此の痛苦掛念より生ずるの愛情、若くは出産より生ずるの疲労衰弱、此の疲労衰弱より生ずる凡べての決果、其他親として子を愛育するの情は、もしくは其後母として之を愛育するの情は、過去にも現在にも未来にも凡そ女性たるものに存して決して男子に存せざる者なり。而して斯の如き特別の事情が特に女子に存すると均しく、亦た女子に決して存せざりし所の特別の事情は男子の上に存したりき、夫れ既に斯る個々特別の包圍（エンバイロメント）に取囲まれて即わち所謂男女両生の異質を生じたる」と<sup>30)</sup>。従って、現実の男女の差異は、性的分業によって形成された

ものであった。第二に、形成された気質は遺伝するが、環境に拘わらず成熟することを否定<sup>31)</sup>したことである。むしろ、巖本は、環境の変化により気質自体が変化すると考えていた。すなわち、「蓋し男の男らしき、女の女らしきは、元と其器関の相違によって起り、習慣の相違によって進み、分勞の異なるによって発達したるものなれども、若し此等の事情を打ち破る丈けの新事情あらば、男にして女たり、女にして男たらんこと決して珍らしからずと覚悟すべし」<sup>32)</sup>。形成された気質は固定的ではなく、環境の変化によって変化可能であった。

以上のように、巖本は、男女の生物的差異を率直に認めながら、その現実への影響を自然発生的な性的分業に限定した。また、現実の男女の性差は、性的分業により形成されたと考えることで、性的分業のもたらす環境が変化すれば、男女の性質が変化しうることを進化論の立場から認識していた。従って、両性の固有な性質は、進化の過程で人間に獲得されたという意味において同等の価値を持ち、かつ、「技術」と「美術」の分勞という彼独特の世界観<sup>33)</sup>とあいまって、性差の同等性という主張を生み出した。その結果、男女の性質の現れ方は相対化され、夫婦間において、日本と西洋において、文明の進展によって一々解釈を異にすると捉えられたのである<sup>34)</sup>。

だが、巖本は、同時代の性差を相対化しうるような認識に到達していたにも拘わらず、現象的に現れている男女の差異は、「人為の圧制」によるだけではなく、「自然正当の決果(ママ)」<sup>35)</sup>でもあるとして、性的分業に対する「職務責任」の永続性という前提のもとに女性の性質を次のように特定した。「女性は男子よりも感情深く、愛心厚く、執着の念浅からず、変化を好む気質少なく、注意綿密、忍耐持久、概するに静肅を愛して内に居ることを楽しみ、体力弱く寧ろ力業を好まざる、等の性質あるべきものの様に考えらる而して之は今日の婦女子に付てのみ申すにはあらず凡そ婦女子なるものは未来永劫常に男子と大抵斯の如き事柄に於て互いに相違する所あるべし」と<sup>36)</sup>。

なぜ巖本は現実の「習慣の相違」や、男女の「分勞」(分業)を打ち破ろうとはしなかったのだろうか。

すでに述べたように、巖本の目的は男女の平等を具体的な生活において実現することであった。しかし現実の生活は優勝劣敗の競争社会の中で営まれており、男女の社会的差異は女性をスタートから敗者に位置づける。また、優勝劣敗の社会で家族を維持し生活するための新たな分業の形態は、器官の相違によって生ずる素朴な性的分業以外に、当時、まだ考えられていなかった<sup>37)</sup>。この状況では、優勝劣敗の社会において、男性と同じスタート

ラインに立つ資格を得るために、女性は個人の力で習慣を変え従来の分業の形態を拒否しなければならない。それは妻となり、母となることを放棄することに他ならなかった。巖本の描く「女丈夫」<sup>38)</sup>はそのような生き方を代表している。

だが、この方法では女性が女性であるが故に差別されるという現実を変えない。それは、例えば夫と妻の関係を想起すれば十分であろう。女性が妻である限り、男性と同じ資格は得られないからである。従って巖本のとった方法は、現象的に現れている女性の性質から「人為の圧制」によって歪められたものを取り除き、女性をその本質に立ち帰らせることであった。女性は男性が決して所有できない性質を進化の過程で所有していることを示そうとしたのである。巖本は、自由な男女交際がまだ許されていない社会の中で、女性には男性と異なる美質があるとは思ってもよらない状態に男性がいること、従って「己れの心を推して婦人の心を測」ってしまうために、「女子は小人に近しと一断評し、最早や之を一種の劣等人間なりと見下げたる」<sup>39)</sup>ことを指摘している。男性に通用している社会的評価の軸を当てはめている限り、「女性固有の性質」は、「美質」と見なされないのである。つまり、「女性固有の性質」を真に評価するためには、男性に通用している社会的評価の軸とオーダーを異にする必要性を明示した。その結果、固有の美質を持っているために返って女性を劣者と見なす優勝劣敗の競争社会の求める資格は、人間としての資格を意味していないことが明らかになったといえよう<sup>40)</sup>。

従って、巖本の言う女権とは女性をその本質に立ち帰らせることに他ならなかった。「女子教育及び女権拡張の正当なる希望は、敢て女子をして其固有の本質よりも立ち越しめんとするにあらず、只人為の圧制によりて不自然に製造したる部分を打破撤去せんとするにある也」<sup>41)</sup>。女性が「女性固有の性質」を取り戻すことこそ、「其の人間としての才力決して男子に劣ることなきを証し得る」<sup>42)</sup>ことであった。

以上のように女権の主張は、優勝劣敗の競争社会と性的分業とを変革不可能な社会的制約としたことによって生まれた。巖本のいう「男女同等」は、基底において、このような女権の自覚に支えられており、「男女異質」論は巖本の女権論の中核を構成していた。女性の性質の内容は、今日からみれば陳腐な印象を免れない。だが、男女の社会的差異を肯定する優勝劣敗の競争原理に対し人類の進化の結果を対置し、女性が固有の性質を有するがゆえに男性と人間として平等であると主張した点は、男女の社会的差異の内に普遍的な価値を見いだす端緒とし

て捉えられるのであり、この点は評価に値すると考える。

### C. 女権に現されたもの

ここで更に検討を要するのは、女性が女性としての生き方を貫くために護るべきものとされた性質に、巖本は何を現わしていたのか、ということである。それは次の二点に集約できる。第一に、女性の「内を修む」の性質を、家族を管理することと捉えなおし、「ホーム」の形成と結びつけたことである。第二に、男性の及び難い感情として深い愛情を持っていることを強調し、女性の社会参加によって、競争社会における弱者の保護と対立の解消を可能にすると考えたことである。いずれも巖本の独特な「ホーム」論を背景としていた。ここではまず、巖本の「ホーム」論の特徴をまとめておきたい。

1890年代は民法論争の生じた時期に当たり、日本の近代的な家族像に関する議論が白熱した時代であった。啓蒙期以来の個人の人格的独立を重視する思想的流れは、「一身の独立」を「一家の独立」および「一国の独立」の前提とみなすという意味において家族の近代化を論じていた。この流れの中で、巖本の「ホーム」論は近代的家庭論の嚆矢として知られている<sup>43)</sup>。しかし、その独自性は、夫婦を中核とした情緒的な集団の必要を一般的に論じた点にあるのではなく、優勝劣敗の社会の中で、夫婦の愛情による人格的結合を基盤とした共同体を意図的に再構成しようとした点に求められる。優勝劣敗の競争社会の中での共同体という点は、例えば、婚姻を「市場利に争う中に二人固く交わるが如く、戦場尺山を為す嶺に二人固く交わるが如し」<sup>44)</sup>と評したり、「ホーム」を砂漠のオアシスに擬す一方、世間を戦場に擬す表現に端的にみられる<sup>45)</sup>。

また意図的再構成という点は、まず、家族の中心である夫婦関係の形成にみられる。巖本は「夫婦伉儷」の基盤を男女の恋愛に置くが、それは、男女の自由な交際によるパートナーの選択を前提とし、しかも愛情はもちろん重要であるが、愛情に基づく生活を支えるものとして「合性」を重視していた<sup>46)</sup>。その背景には、結婚とは「女子をして先姓氏を失わしめ男子をして先づ負重の感を懐かしむる」ように、一緒になることでむしろ「幾多の困難艱苦続々として起り生ずる」煩わしいものだと結婚観があった。「夫婦伉儷」がもたらす和楽とは、そのような「困難艱苦」を越える幸福を意味していたが、その為には西村茂樹の言う「夫婦の間常に和熟し喧争することなかるべき」という関係では不十分で、気質のよく投合する関係が必要と主張していた。巖本は「合性」を「不測の弊害の後ちに起生するを防ぐを得べし」というよう

な、夫婦関係の危うさを支えるものと考えていたのである<sup>47)</sup>。

更に、「ホーム」形成のために家族成員にも協力を求めている。「ホーム」は、人間的な信頼関係を培い、最低限の生活の安定をもたらす、次世代の「人間性」を養うという三つの役割を果たす<sup>48)</sup>。その点で、愛情による人格的結合そのものが、家族成員の精神的利害を共有している協同体としての機能を果たしているといつてよい。このような精神的協同体としての側面は、家族成員に様々な「心得」をとき、協力を訴えていることによく現れている<sup>49)</sup>。

このような巖本の「ホーム」論を背景に、女権に現されたものの内、第一にあげた家族を管理するという女性の性質は、精神的協同体としての「ホーム」形成におけるリーダーシップを女性が行うことを意味した。

ところで、家族が共同体であり、同時に精神的協同体であることをどのように考えたらよいだろうか。それは、優勝劣敗の競争社会においては、家族共同体に、血縁など、特定の意図に基づかない自然の感情的結合を回復することそのものが、意図的に組織されなければならないという矛盾を反映しているのである。そして巖本の批判の対象であった、1890年代(明治20年代)の家族を現実で支えていた儒教的家族倫理<sup>50)</sup>こそ、自然の感情的結合を抑制し、共同性を阻害するという点で、むしろ優勝劣敗の社会に適合していた。この文脈にそって、内を修めるといふ女性の性質は、優勝劣敗の競争社会において共同体を回復するための精神的協同体を組織する能力を現していたのである。

第二の男性には及びもつかない深い愛情という点についてだが、女性は天性の深い愛情によって、「ホーム」における最も重要な役割を果たすと考えられていた。「ホーム」は既に述べたように、愛情による人格的結合を基礎とした精神的協同体であるから、女性の役割の内容にも、いわゆる「家事育児家政経済」より妻として母としての愛情を心底注ぎ込んだ関係の構築が求められていた。巖本はそれを「靈魂上の家政」<sup>51)</sup>と呼んだ。それは、一面では、家族関係を通じた「人間性」の回復をも意味していた<sup>52)</sup>。「ホーム」の拡張は、このような女性の役割を社会に拡大することであった<sup>53)</sup>。

巖本は、女性の社会における役割を慈善的、博愛的、美術的、文学的、宗教的、教育的な職務と考えたが、それは今日でいう社会福祉的機能を意味していた。巖本は、女性の職務を社会によみがえらせることで、競争社会における争いを解消し、博愛の精神に基づく平和な社会の実現を夢みたのである<sup>54)</sup>。

### III. 女権拡張の方法とその問題点

以上のような巖本の人権・女権論の特徴は、(1)当時の夫婦関係などにおける、男性による女性の抑圧という事実を背景として、異なる性に関する人権の平等を訴えた。(2)その背景には、優勝劣敗の競争社会と性的分業とを社会的条件とする、女権の自覚が存在した。(3)女権の内容は、「女性固有の性質」の内に、家族形成に関する普遍的な価値を含むものであった。(4)社会的条件はア・プリアリなものとなされ、その変革の可能性については語られていない。以上のようにまとめることができる。従って、巖本のいう女権拡張の方法は二つの方向を持っていた。一つは、女権に現された普遍的な価値に基づき、妻・母の人間としての尊厳を主張したことであり、もう一つは、女権に現された「女性固有の性質」を競争社会によみがえらせることを通じて社会調和の実現を主張したことであった。

この二つの方向は、巖本の唱えた「女権伸張に表裏の二途あり」にも反映している<sup>55)</sup>。ここで、「表」とは男性と同じ能力のあることを社会的に示すことであった。具体的には、知・徳・体、及び職業等において現在の劣った状態を挽回することであり、そのための法的な措置や社会的な便宜を図ることを含んでいた。『女学雑誌』では、婚姻における男女の平等、女性の財産権の確立、教育の機会均等(女子の高等教育の要求)、職業の自由、等を主張し、公娼廃止や風俗の改良を要求している<sup>56)</sup>。参政権についても、1889年以降消極的に主張している<sup>57)</sup>。(後述)しかし、巖本は、「表」の方法を優勝劣敗の社会における資格を得ることと位置づけていた。その理由は、特別力量のある女性のみがなし得る方法であるため、一般の女性に対する蔑視の解消をもたらさないからである。それに対し、「裏」とは、社会的に同等となった後にも問題となる、男性の女性蔑視を対象とした働きかけであった。具体的には、良妻賢母となり妻として母として尊敬を勝ち取ることであった。普通の女性でも実行できる方法であり、巖本は実際に女権を拡張する方法と位置づけた。ただし、「女権伸長の二途其の一を廃すべからず」と、あくまで「表裏」二つの方法の並行を主張していた<sup>58)</sup>。

先に指摘した女権拡張の二つの方向は、とりわけ、役割論と拘わって顕著にみられる。巖本は、「表」の方法として女性の職業を拡大する一般的必要性を説いているが、具体的には、教師・医者・新聞記者・文学者などをあげている<sup>59)</sup>。その理由として、例えば教師の場合、妻母としての資質が生かされ、「男子と競争して遂に男子に

優<sup>60</sup>る職業であると同時に、そのことが男性の「女権を軽蔑するの習慣を全除せしむる」<sup>61</sup>ことになると考えている。また新聞記者の場合、文筆をとることは女性の生活と資質に適していると同時に、男性記者の女権論が「化粧したる男尊女卑の論」となることを批判し、「真に女子の事情を訴え真に女子の教育を主張し真に女学女権の進歩を計」<sup>62</sup>るために女性記者・編集者の必要を訴えている。一方、「裏」の方法では、良妻賢母となることは「其幸福は一に細君あるが為に起る」<sup>63</sup>と男性に感じさせ、女性の人間としての尊厳を男性が自然に認めるようになる手段であると同時に、良妻賢母としての資質そのものが優勝劣敗の社会に欠落しているため、女性の政治や社会事業への参加で社会の改良を実行に移せると考えていた<sup>64</sup>。

このように役割論において女権拡張の特徴的方向が顕著に現れたということは、女性の人権の確立を具体的な男女関係の下で実現しようとする巖本の当初のモチーフに一因があるが、とりわけ、「男女同権」を阻む原因として男性の意識を最も重視したことが大きい。その結果、法的制度の整備という点では、原理的一貫性と体系的性において弱点を抱えることとなった。確かに、婚姻における男女の平等や妻の財産権を主張しているが、植木枝盛の「男女同権」論の方が徹底しており、巖本を遙かに凌駕している。巖本が国会開設まで女性の参政権には態度を留保したことも、彼の議論の弱点と関係している。1889年以降は、参政権を理念的には承認するが、例えば大井ゆき子に対する自由党への入党禁止の措置についても、政党への入党を警察に届けることに疑問すら抱かぬ民意と国民を子ども視する法制度を理由にあげ、驚くには当たらないと述べている。そうした政治的状況下で女性の参政権がすぐにも実現できないのは当然であると述べ、社会改良の立場に終始している<sup>65</sup>。従って、彼の参政権の要求は、法制度として、体系的に展開されずに、政治に関与するにたる女性の実力形成という形をとっていった<sup>66</sup>。

巖本の時代は天皇制国家の確立期にあたり、国家は、良妻賢母の名のもとに女性の力を引き出す一方、妻・母としての権利に対する制度的保障を奪いつつあった。巖本の女権拡張論は、この状況に対し、女権の自覚によって妻や母の人間としての尊厳を主張しうる理論的基盤を見いだしながら、具体的方法としてはそれを十分に結実させられないまま、むしろ、女性固有の役割による社会改良に大きく道を開いたのである。

#### IV. おわりに

最後に女性の人間形成という視点にたち、巖本の人権・女権論の意義にふれておきたい。

巖本は教育の目標を「人を人たらしむ」<sup>67</sup>ことと考え、女子教育においては、「真の女性」の形成を目標においた。すなわち、「女として其の当に有るべきの女たらしむる」<sup>68</sup>ことと考えていた。同時に、巖本にとって女子教育は女権拡張の方法でもあった。従って、既に指摘した女権拡張の二つの方向と同じ問題を抱えていた。すなわち、「真の女性」の形成とは、具体的には妻母としての資質の育成を意味していたが、それは、一方では、女性を人間として十分開花させ、自尊の精神を持たせることであり、他方では、「女性固有の性質」の育成によって社会を変える主体を形成することであった。

先に見たような競争社会の矛盾の社会的原因を説明することなく、「女性固有の性質」の育成によって社会を変えようとしたことは、彼の思想的限界を女子教育においても露呈した、といわざるをえない。しかし、「真の女性」の形成とは、既に見てきたような女権の自覚を背景として、「女性固有の性質」を育成し、女性に本来の性質を取り戻すことを目的としていた。それは、良妻賢母の教育ではあるが、女権の内容に反映しているような、競争社会の中での家族形成に関する人間の切実な要求とその文化を、女子教育という形をとって伝達しようとしていた。家族形成に関する文化や価値は今日でこそ家庭科の共修等を通じて、両性にとって必要な内容と自覚されてきているが、歴史的にみれば、巖本の女権の自覚に示されているような「女性性の自覚」を背景とした女子教育の中において、初めて教育的な価値として自覚されてきたのではないか。筆者の問題意識にそくしていうならば、「女性性の自覚」という新たな観点に立つことで、これまでの平等という視点のみならず、家族形成という視点からも女子教育の意味する教育的課題に迫ることが、初めて可能になったといえるだろう。

同時に、巖本の議論の中にはこのような価値を男性にも開いていく可能性が見出せる。それは女性を一個の人間として認めない男性は、自分自身の「自主権」を軽んじているという主張に典型的に現れている。「抑そも真成に靈魂を發達するものは、先づ己れが靈魂を重んずると共に亦た人の靈魂をも重んず、故に妻をして屈服せしむるものは、己れ出でては亦た人に屈服するもの也、苟くも妻をして一個の人類、同等なる人類として特立せしめざる時は、其の良人亦決して自由なる人類として外に

特立することを敢てせざるもの也。』<sup>69)</sup>また、夫婦関係における疎外についても次のように表現している。「其妻を敬せざるの男子は、少くとも、左の二件の不幸を見ざる可らず。曰く最上の愉快なき事、即ち是れ先方より高尚の愛を受ることを得ざるが故也、曰く品德の進歩なき事、即ち是れ木偶玩弄物一般の人と同伴するが故也。』<sup>70)</sup>従って、当初、社会的制約の下に女性に固有な権利として自覚された女権は、それが現実に護られていく過程を通じて、男性にも開かれていく契機を含んでいたのである。この点と拘わり、子どもの権利の特性として、子ども固有の権利を擁護することによって、むしろ子ども自身の人権と大人の人権の内実が保障されるという指摘<sup>71)</sup>と、女権の自覚とに類似性があることを指摘しておきたい。

巖本の思想においては、キリスト教の影響の大きさを無視できないが、今回はその点について深めることはできなかった。「女性性の自覚」という観点からすれば、恋愛や性欲の問題と拘わる「姦淫」論、また、社会改良の主体の問題と拘わる「義人」論、等が検討すべき課題となる。この点を含め、改めて巖本の教育論の全体に迫ることを今後の課題として、本稿を終えることにしたい。

(指導教官 堀尾輝久教授)

## 注

- 1) 初期にはキリスト教的・西洋的良妻賢母論と捉えられてきた。代表的研究としては、青山なを『明治女学校の研究』慶応通信1970・1、野辺地清江「巖本善治の女子教育思想」(初出不明)野辺地『女性解放思想の源流-巖本善治と『女学雑誌』-』校倉書房1984・10、深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書房1966・2、中嶋邦「明治前期の賢母論」1977『芳賀幸四郎先生古稀記念論文集』。「男女異質同等論」を前提とする良妻賢母論という捉え方は、井上輝子「『女学』思想の形成と展開-女学雑誌社思想史的研究-」1968『東京大学新聞研究所紀要』17号に依拠しており、性別役割分業への批判と相待って近年一般的になってきている。代表的研究としては、水野真知子「『女学雑誌』における女子高等教育論-明治期女子高等教育論と巖本善治-」1982. 9『教育学研究』49-3、木下比呂美「巖本善治の女子教育思想-近代的家庭の創造と婦人の人間的発達-」1985. 6『教育学研究』52-2、ひろたまさき「文明開化と女性解放論」1982. 5『日本女性史第四巻近代』東大出版会、片野真佐子「良妻賢母主義の源流」1978. 7 近代女性史研究会編『わたちの近代』柏選書はこれに当たる。
- 2) 井上、片野、前掲論文
- 3) 青山、野辺地、水野、木下、前掲論文
- 4) 井上、前掲論文。「男女異質同等論」の特徴として(1)男女の生物学的差異に依拠し天賦人権に基づく「男女同権」に反対した、(2)男女の差異は相対化され、同等と見なされるが、差異そのものは、生物学的差異の絶対視から導き出されてくる、とまとめられている。筆者はこれに対し、(1)生物学的差異に着目することは天賦人権と矛盾するものではなく、むしろ天賦人権に基づく「男女同権」の現実化への努力となっている(2)巖本においては生物学的差異は相対化されており、男女の差異は当時の社会的条件に帰しているという二点に基づき、批判的見解を持っている。
- 5) 例えば大木基子「明治国家における女権論と天職論」1973. 2『季刊社会思想』2-4
- 6) 米田佐代子「母性主義の歴史的意義-『婦人戦線』時代の平塚らいてうを中心に-」1982. 6『日本女性史第五巻現代』東大出版会
- 7) 吉田和子『愛は教えられるか-高校生の〔愛と性〕を生きる-』高校生文化研究所1983. 10
- 8) 筆者の修士論文「『良妻賢母主義』の形成と再編-明治後期の<家庭の創出>及び、<女性役割>における相克を背景として-」、同研究ノート「良妻賢母主義研究の現状と課題」1989. 8『総合女性史研究』6号
- 9) 井上(註1)は、『女学雑誌』の総合雑誌としての性格の変遷と編集者である巖本の思想の変化とを関連させて、1889(M22)年までを思想的確立期、1889(M22)年から1893(M26)年を思想的転換期、1893(M26)年以降国家主義への転向と区分した。これに対し、『女学雑誌』の記事の内容の分析にもとづき、1893年以前については、1890(M23)以降1892(M25)年にかけて思想的展開期と捉える野辺地(註1)の説と1891(M24)年以降思想的転換の開始と捉える木下(註1)の説が存在する。日清戦争後の国家主義への思想的位置づけについては、日清戦争後国家主義への批判を再度行うとするのは、野辺地、木下である。しかし、1893年以前に限定しても、例えば160号(1889. 5. 4)の内容の改革や白表紙・赤表紙の分離など編集方針の変化に関する思想内在的位置づけは解明されていない。この問題については別の機会に論じたい。
- 10) 井上、前掲論文
- 11) 例えば、前掲ひろたまさき「文明開花と女性解放論」。啓蒙期・及び社会改良期の思想の多くがこの範疇に入る。
- 12) 初期は「同等」という言葉を多く使っているが、1889(M22)年からしばしば「平等」という言葉が使われている。
- 13) 井上、前掲論文
- 14) 3号 婦人の地位 中 1885. 8. 25
- 15) 93号 姉妹の為に懽嘆す 1888. 1. 21
- 16) 95号 吾人の意見を明らかにす 其二 1888. 2. 4
- 17) 36号 女子と耶蘇教 1886. 9. 25
- 18) 58号 妓楼全廃せざる可らず 1887. 4. 2
- 19) 93号 前掲註15参照
- 20) 同上
- 21) 107号 理想の佳人 第四 似而美人 1888. 4. 28
- 22) 58号 前掲註18参照
- 23) 9号 吾らの姉妹は娼妓なり 1885. 11. 25
- 24) 60号 女子職業の論 1887. 4. 16
- 25) 植木枝盛『東洋の婦女』1889. 9. 28、「男女の同権」1888. 7オヨビ8、『植木枝盛集』第二巻 岩波書店 1990. 3
- 26) 従来スペンサーの影響が指摘されてきたが、巖本自身は進化論にふれる時ダーウィンの名をあげている。
- 27) 前掲註4参照
- 28) 本稿では内外分業論との混同を避け、家族を維持し生活する為の具体的労働を女性が担うという意味に限り性的分業という言葉を使用する。
- 29) 133号 婦女子修身の覚悟 三 親密なれ 1888. 10. 27
- 30) 同上
- 31) これを成熟説の否定という。八杉竜一・藤永保「人間諸科学の発展と発達思想」1979. 8『岩波子どもの発達と教育2』
- 32) 115号 男女交際論 第四 其効益 1888. 6. 23
- 33) 73号 美術論 1887. 8. 27 74号 美術論 1887. 9. 3, など。陰陽等、多分に日本の伝統的觀念の影響があると思われるが、二つの区別は傾向の違いを現すに過ぎず、優劣のない同等



- のものと思なされた。伝統的観念との関係は、女性の性質は柔剛、情と智、愛と勇等男性と対比させられることに見られる。(94号 吾人の意見を明らかにす 1888. 1. 28)
- 34) 94号同上
- 35) 133号 前掲註29参照
- 36) 95号 前掲註16参照
- 37) 性別役割分業の成立は、一般に、産業革命により生産の場が家族から独立することに求められる。それは同時に女工哀史に見られるような大量の女性労働によって果たされたものであるが、家族を維持し生活する際の具体的な労働の担い手については、女性が担うという方法の他には、社会的に生み出されていなかった。ここではこの状況を指している。
- 38) 115号 前掲註32参照
- 39) 117号 男女交際論 第五 其効益 1888. 7. 7
- 40) 性別役割分業の克服をめぐる議論では、「公的労働」への復帰ということと、資本主義社会の要求する労働条件への適応ということが、区別されず、混同されているところに問題がある。巖本はこの問題を直接扱ったわけではないが、競争社会における資格に言及することで、この二つを区別する端緒を開いている。
- 41) 133号 前掲註29参照
- 42) 117号 前掲註39参照
- 43) 例えば沢山美果子「近代的母親像の形成についての一考察—1890から1900年代における育児論の展開—」1987. 3『歴史評論』443, 木下比呂美「近代的婦人・家庭論の展開—堺利彦を中心として—」1987. 6『歴史評論』446
- 44) 137号 結婚と死去と何れか祝すべき 是空子 1888. 11. 24
- 45) 98号 日本の家族 第三 和楽なき家族より起る害毒 1888. 2. 25
- 46) 62号 男女相摺の説 上 1887. 4. 30。巖本は、若い男女の恋愛を題材に、人間の「合性」と愛情とが食い違う悲劇を描き、恋愛と幸福との関係を問題にした小説「薔薇の香」を書いている。(66号 1887. 7. 9~84号 1887. 11. 12)
- 47) 62号同上
- 48) 98号 前掲註45参照
- 49) 99号 日本の家族 第四 之を幸福にするの策(上) 1888. 3. 3
- 50) 儒教主義に基づく家族の具体的生活は、97号 日本の家族 第二 日本に幸福なる家族少なし 1888. 2. 18。儒教主義の放棄については、同上参照。
- 51) 141号 将来の日本人民 五 女子教育 1888. 12. 22
- 52) 巖本は、人間を獣性と靈性にわけ、人間の間たる由縁を靈性にあるとしている。従って、夫婦愛や家族愛は人間性の典型と捉えられていた。このような人間性の捉え方には、キリスト教の影響がみられ、人間性を狭隘な道徳に限定した。
- 53) 184号 女性亦外事に注意すべし 1889. 10. 26など
- 54) 143号 女学及び女子教育 緒言女学雑誌 1889. 1. 5
- 55) 女権拡張の方法としては、この他に、①人権論の基礎をキリスト教に置く②男性の女性差別の行為を摘発し、警告を発する、があげられる。①については、優勝劣敗の社会の現実、人間の不平等を肯定している、神の前における平等という認識を通して初めて人間としての同一性を実感できると指摘されている。(95号 註16参照)
- 56) 相続・遺産の権利、公務・私務に立ち入る自由、職業の自由(60号 註24参照)、妻の財産権(95号 註16参照)婚姻における男女の権利義務の相互折半、夫婦どちらかの契約不履行による離婚の権利、再婚の自由(86号 再嫁、寡婦、及老嬢 1887.11.26)、離婚裁判所による救済(101号 日本の家族 第六 家族幸福の大根本 1888. 3. 17)、教育の機会均等(94号 註33参照)
- 57) 160号 日本女流の進歩1889. 5. 4をはじめとし、202号 今日的女子、政党に入る可らず1890. 3. 1など。
- 58) 71号 女権伸長に表裏の二途あり 第二裏面より之を主張すること 1887. 8. 13
- 59) 例えば、教師(46号 女権拡張の遠計1887. 1. 5, 47号 日本の小学校女教員1887. 1. 15)、医者(87号 婦人衛生会1887. 12. 3)、新聞記者(80号 女子と文筆業 第二1887. 10. 15)、文学者(79号 女子と文筆業 第一1887. 10. 15)など。
- 60) 同上47号
- 61) 前掲註59参照 46号
- 62) 同上 80号
- 63) 71号 前掲註58参照
- 64) 207号 明治女学校生徒に告ぐ 目下の女子教育法 1890. 4. 5など。
- 65) 202号。その他、前掲註57参照
- 66) 具体的には、良妻賢母としての教育を通じ、社会的な資質を開発することが提起されている。理念的には、207号(前掲註64参照)があげられる。教育方法としては、149号 女子亦た公事に注意すべし1889. 2. 16, 179号 婦女子及び愛国の情1889. 9. 14, 141号前掲註51参照など。
- 67) 321号 付録・教育学1892. 6. 18
- 68) 前掲註64参照
- 69) 149号 女子と宗教、四儒教 1889. 2. 16
- 70) 108号 理想の佳人 第五 文明国民の理想1888. 5. 5
- 71) 堀尾輝久『子どもの権利とは何か』岩波ブックレットNo72 1986. 10。子どもの権利の特性として、「[一般]にたいして従属的な「特殊」という関係であるよりも、「一般」そのものを問い直し、それを「普遍」へと開き、その内包を拡げていくはたらきをもつ」との指摘がある。